JIS

業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫－特性及び試験方法

JIS B 8630：2026

（JRAIA/JSA）

令和 8 年 10 月 20 日　改正

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
（部会長）	田 辺 新 一	早稲田大学
（委員）	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	齋 藤 美 佳	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 根 敏	国立大学法人埼玉大学

主 務 大 臣：経済産業大臣　　制定：平成 21.9.24　　改正：令和 8.10.20
官 報 掲 載 日：令和 8.10.20
原 案 作 成 者：一般社団法人日本冷凍空調工業会
（〒105-0011　東京都港区芝公園 3-5-8　機械振興会館　TEL 03-3432-1671）
一般財団法人日本規格協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-11-28　三田 Avanti　TEL 050-1742-6017）
審 議 部 会：日本産業標準調査会　標準第一部会（部会長　田辺　新一）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
1　適用範囲 1
2　引用規格 2
3　用語及び定義 2
3.1　業務用冷却機器に関する用語 2
3.2　室 4
3.3　一般定義 4
3.4　性能特性に関する定義 5
3.5　冷却システム 8
3.6　圧縮式冷蔵庫 8
4　記号 8
5　材料，設計及び製造 9
5.1　一般 9
5.2　材料及び仕上げ 9
5.3　断熱性能及び気密性 9
5.4　扉，蓋，引出し扉及びその取付部品 10
5.5　棚及び容器 10
5.6　霜取水の処理 10
5.7　機器の構造 10
5.8　冷却システム 11
6　要求仕様 11
6.1　定格内容積 11
6.2　性能仕様 11
7　長さ寸法及び定格内容積の決定 14
7.1　一般 14
7.2　定格内容積 14
8　標準試験条件 18
8.1　一般 18
8.2　周囲温度 18
8.3　湿度 18
8.4　冷却水入口温度 18
8.5　機器の設置 18
8.6　機器の運転条件 22
8.7　計測機器 22
8.8　冷蔵室又は冷凍室の庫内温度の測定 22
8.9　運転率の測定 28

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

ページ

8.10　試験期間……28
9　扉又は蓋のガスケットの気密性試験……28
9.1　手順……28
9.2　試験報告書……29
10　扉又は蓋の開放力試験……29
10.1　一般……29
10.2　手順……29
10.3　試験報告書……29
11　扉及び引出し扉の耐久性試験……29
11.1　一般……29
11.2　外部の扉……30
11.3　外部の引出し扉……30
11.4　試験報告書……30
12　棚などの機械的強度試験……31
12.1　手順……31
12.2　試験報告書……32
13　貯蔵温度試験……32
13.1　一般……32
13.2　手順……32
13.3　試験記録……32
14　結露試験……33
14.1　一般……33
14.2　試験手順……33
14.3　観察……33
14.4　試験記録……33
15　消費電力量試験……34
15.1　試験手順……34
15.2　調節装置の設定及び補間法……35
15.3　試験方法……38
15.4　消費電力量の決定……38
16　冷却速さ試験……39
17　騒音試験……39
18　最終試験報告書……39
19　表示……40
19.1　定格銘板……40
19.2　負荷配置限界線……40
20　技術及び広告用印刷物……41
21　取扱説明……41
解　説……43

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般社団法人日本冷凍空調工業会（JRAIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって，**JIS B 8630**:2009 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

白　　紙

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS
B 8630：2026

業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫－特性及び試験方法

Commercial refrigerators and freezers—Characteristics and test methods

1　適用範囲

この規格は，密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積2 000 L以下で，汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（以下，機器という。）に関する諸特性並びにそれらの性能試験方法について規定する。

この規格は，形式試験について規定し，製品の性能を検証するには一般的に一形式が関連する全ての試験を同一機器に対して適用する。

なお，特別な特性研究のために，個別に用いてもよい。

注記　業務用冷却機器に適用する電気的及び機械的な安全要求事項は，**JIS C 9335-2-89** がある。

この規格は，電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器には適用しない。さらに，次に例を示すものには適用しない。

a)　庫内の内壁を冷却面としている恒温高湿度庫

b)　上部に開口部を設けたサンドイッチテーブルなど

c)　食品を－30 ℃以下で急速に冷却，凍結又は保存することを目的とする機器 [1)]

注 [1)]　凍結庫，ブラストチラー，ブラストフリーザ，超低温形チェストフリーザなどがある。

d)　独立した多数の貯蔵室をもつロッカータイプの機器

e)　引戸式の扉を設けた機器

f)　一つの箱体に重複しない三つ以上の温度設定範囲をもつ機器

g)　一つの箱体にショーケースと一体になった冷却機構を備える複合機器

h)　一つの箱体に電磁調理器と一体になった複合機器の電磁調理器の部分

i)　カートを庫内に直接収納できる機器

j)　水冷式凝縮器を備えた機器で制水弁を備えない機器

k)　血液保存用などの医療用及び食品以外の貯蔵に使用することを目的とする機器

l)　周囲温度が常時35 ℃を超える高温又は5 ℃未満の低温の場所で使用することを目的とする機器

m)　周囲の湿度が常時相対湿度75 %以上の場所で使用することを目的とする機器

n)　防爆形など，粉じん，可燃性ガスなどの生じる場所で使用することを目的とする機器

o)　腐食性ガスの生じる場所で使用することを目的とする機器

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。